## 交渉テキスト(Negotiating Text)の構成

- \*テキストは交渉中のものであり、今後の交渉により変更されていく予定。 \*訳は暫定的なもの。

条文案	主な内容
第1章(序論) 第1条:用語 第2条:目的及び適用範囲 第3条:一般原則及びアプローチ	第2条:「この条約の目的は、衡平、健康への権利、ここに示された原則及び アプローチを指針とし、パンデミックの予防、備え及び対応を行い、 これらの分野に存在する体系的なギャップや課題に、国、地域及び 国際レベルで包括的かつ効果的に対処すること」(条文一部を省略) 第3条:この条約の目的を達成し、及びその規定を実施するため特に次に 掲げる原則を指針とする。 人権の尊重、主権、衡平、責任、連帯、透明性、説明責任、包括性等
第2章(世界を共に衡平に:医療システムのパンデミック予防、備え及び対応における衡平性の達成) 第4条:パンデミック予防及び公衆衛生 サーベイランス 第5条:ワンヘルス 第6条:備え、即応性及び回復力 第7条:健康及び医療の労働力 第8条:備えに関するモニタリング及び ファンクションレビュー 第9条:研究及び開発 第10条:持続可能な生産	第4条:感染症の検査・診断能力及び病原体の検出能力の強化、サーベイランスの強化とデジタル化、安全な水を含む衛生設備へのアクセス促進第5条:人、動物、環境の分野横断的な連携の推進、人獣共通感染症発生の制御第6条:国内保健システムの強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)(※)の推進(※)全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健医療サービスを、支払い可能な費用で受けられること第7条:保健医療人材に対する支援第8条:各国のPPR体制に対する評価システム第9条:パンデミック関連製品の研究・開発強化第10条:パンデミック関連製品の生産拠点の多様化及び持続可能性の強化
	【第2章次頁へ続く】

## 交渉テキスト(Negotiating Text)の構成(つづき)

- \*テキストは交渉中のものであり、今後の交渉により変更されていく予定。
- \* 訳は暫定的なもの。

## 条文案 主な内容 第2章(世界を共に衡平に:医療システムのパンデミッ ク予防、備え及び対応における衡平の達成)【続き】 第11条:生産技術及びノウハウの移転促進

第11条:技術及びノウハウの移転 第12条:アクセス及び利益配分

第13条:グローバルサプライチェーン及びロジスティ

クス

第14条:規制強化

第15条:補償及び責任管理

第16条:国際協力

第17条:政府全体及び社会全体のアプローチ 第18条:コミュニケーション及び市民への啓発

第19条:実施能力及び支援

第20条:資金調達

第12条:病原体及びその配列情報・データの迅速な共有とそれらの利用に よって生産された医薬品等から生み出された利益を配分するメカニズム

第13条:パンデミック関連製品のサプライチェーン及び配送システムの強化

第14条:パンデミック関連製品の品質、安全性及び有効性確保並びに薬事

承認・認可手続等の迅速化に関する措置等を目的とした規制能力強化

第15条:ワクチン損害補償メカニズムの促進 第16条:PPR強化に向けた国際的連携・協力

第17条:政府各部門、地域や市民社会及び民間部門を含めた社会全体に

よるPPRの促進

第18条:パンデミックに関するデマや誤情報の防止

第19条:途上国の条約の実施能力の強化に向けた支援

第20条:PPR強化に必要な資金調達

## 第3章:制度的な措置及び最終規定

第21条:締約国会議 第30条:議定書 第22条:投票権 第31条:署名

第23条:締約国会議への報告 第32条:批准、受諾、承認、正式確認又は加入

第24条: 事務局 第33条: 発効

第25条:他の国際協定及び国際文書との関係 第34条:紛争解決

第26条:留保 第35条: 寄託者 第27条: 脱退 第36条:正文

第28条:改正 第29条:附属書